社会福祉法人の手引き

(設立・運営基準編)

令和6年3月 明石市福祉局福祉政策室 福祉施設安全課

目 次

第	1	章 社会福祉法人制度の概要
	1	社会福祉法人とは3
	2	社会福祉法人の特徴
第	2	章 社会福祉事業の種類
-1-		
	1	第一種社会福祉事業
	2	第二種社会福祉事業4
第	3	章 社会福祉法人の行う事業等
	1	社会福祉事業6
	2	公益事業
	3	収益事業7
	4	設立手続き等8
	5	社会福祉法人の名称等9
第	4	章 社会福祉法人の役員等の基準
	1	理事について10
	2	監事について
	3	評議員について12
第	5	章 社会福祉法人の資産の要件
	1	資産の所有等
	2	資産の区分
笙	6	章 施設整備時の留意事項
	1	事業の必要性について
	2	資金計画について
	3	福祉医療機構等からの借入金の償還計画について19
	4	設置主体について20
	5	施設整備における契約手続20
第	7	章 法人及び施設の運営等に関する留意事項
	1	理事会の運営等について
	2	理事長が専決できる日常軽易な事項22

3	評議員会の運営等について	2 3	3
4	契約事務について····································	2 4	4
5	その他会計処理について	2 7	7
6	計算書類等の扱いについて	2 8	3
7	職員処遇について	2 8	3
8	資産管理について	2 8	3
9	情報開示について	2 8	3

(各記載事項の根拠について)

本文中、< >に法令又は通知等の根拠を記載しています。一部略称で記載していますが、以下の法令又は通知を示します。

- 法:社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- •施行令:社会福祉法施行令(昭和33年政令185号)
- · **施行規則**:社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
- 一般法人法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
- ・審査基準:「社会福祉法の認可について」(平成12年12月1日障発第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉部長、児童家庭局長連名通知)別紙1社会福祉法人審査基準
- 定款例:同上審查基準別紙2 社会福祉法人定款例
- ・審査要領:「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企発第59号・社援企第 35号・老計第52号・児企発33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護 局企画長、老人保健福祉部計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)別紙 社会福祉法 人審査要領
- ・運用上の取扱い: 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計基準等に関する運用上の取扱について」 (平成28年3月31日雇児発0331第15号・社接発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・接護局長、老健局長連名通知)
- ・運用上の留意事項:「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計基準等に関する運用上の 留意事項について」(平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障 発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援 護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名 通知)
- ・入札等取扱通知:「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」(平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)
- ・モデル経理規程:「平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程」(全国社会福祉法人経 営者協議会作成)

第1章 社会福祉法人制度の概要

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法(以下「法」という。)の定めるところにより設立された法人をいいます。<法第22条>

学校法人、宗教法人等と同じく、民法による公益法人と種々の点において異なる特別法人です。社会福祉法人は、極めて公共性の高い法人であるため、社会福祉法では、法人の設立に所轄庁に認可を必要とするほか、運営及び監督等について、民法の公益法人制度に比べてより厳格な規定を定めています。一方で、国及び地方公共団体による助成に関する規定も設け、適正で安定した法人運営の確保を図っています。<法第58条>

2 社会福祉法人の特徴

社会福祉法人は、平成18年改正前の民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、公益性と非営利性が求められます。

また、非営利法人であることから、営利を目的とするものであってはならず、解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選出されたものに帰属するように定款に定めなければなりません。これによっても処分されない残余財産は国庫に帰属します。(社会福祉法人設立時の寄附者の持ち分は認められません。)<法第47条>なお、公益性が高く、非営利事業を行うものであることから、法人税、市町村民税、都道府県民税、事業税などが原則非課税となっているなど、税制面で優遇を受けています。

社会福祉法人は、個人の尊厳の保持を旨とした良質かつ適切な福祉サービスを提供しつつく法第3条>、福祉サービスを利用者の意向を十分に尊重し、地域住民との連携を図り、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、総合的に提供することができるような事業の実施に努めなければなりませんく法第5条>。また、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないものとされています。<法第24条第1項>

さらに、社会福祉法人が大半の収入とする社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については税や保険料等の公費によって賄われており、社会福祉法人の支出内容や支出に当たっての手続きについても透明性が求められます。

以上の適正な事業経営及びその透明性を確保するため、社会福祉法人は所轄庁からの 指導監督を受けることとなっており、法令に違反したり、運営が著しく適正を欠いたり する場合は、所轄庁から改善勧告、改善命令、業務停止命令、解散命令などが発せられ ることになります。<法第56条>

第2章 社会福祉事業の種類

社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。<法第2条第1項>これら以外の事業のみを行うことを目的として社会福祉法人を設立することは認められません。

1 第一種社会福祉事業<法第2条第2項>

- (1) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金 で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難 者に対して助葬を行う事業
- (2) 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、 児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- (3) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合 支援法」という。) に規定する障害者支援施設を経営する事業
- (5) 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- (6) 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

2 第二種社会福祉事業<法第2条第3項>

- (1) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- (2) 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- (3) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
- (5) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に 規定する養子縁組あっせん事業
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を 経営する事業
- (7) 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所 事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型 サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、 老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- (8) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談 支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

- (9) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (10) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- (11) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所 その他の施設を利用させる事業
- (12) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- (13) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健 施設又は介護医療院を利用させる事業
- (14) 隣保事業 (隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を 行うものをいう。)
- (15) 福祉サービス利用援助事業 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス (1-(1)~(6)及び2-(1)~(14)の事業において提供されるものに限る。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- (16) 以上の事業 $(1-(1)\sim(6)$ 及び $2-(1)\sim(15)$) に関する連絡又は助成を行う事業

[参考] <法第2条第4項>

社会福祉事業に含まれないもの

- (1) 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- (2) 実施期間が6月(2-(16)に掲げる事業にあっては、3月)を超えない事業
- (3) 社団又は組合の行なう事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- (4) $1-(1)\sim(6)$ 及び $2-(1)\sim(12)$ の事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行なうものにあっては5人、その他のものにあっては20人(政令で定めるものにあっては、10人)に満たないもの
- (5) 2-(16)に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行なうものであって、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

第3章 社会福祉法人の行う事業等

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする「公益事業」及びその収益を社会福祉事業の経営に充当するための「収益事業」を行うことができます。<法第26条> 各事業に関する要件は次のとおりです。

1 社会福祉事業

社会福祉事業は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。<審査基準第1-1>
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条 の事業経営の準則に合致するものであること。<審査基準第1-1>
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。<審査基準第1-1>
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。<審査基準第1-1>
- (5) 法人設立後直ちに行うことのできない事業を目的として法人を設立することはできないこと。 (将来的に実施したいと考えている事業をあらかじめその法人の目的として掲げることはできません。)

2 公益事業

公益事業は、次の要件を満たしていることが必要です。 <審査基準第1-2>

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること。 (社会福祉事業であるものを除く。)
 - ① 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - ② 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
 - ③ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - ④ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - ⑤ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - ⑥ 子育て支援に関する事業
 - ⑦ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ⑧ ボランティアの育成に関する事業
 - ⑨ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)

- ⑩ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において余剰金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

収益事業は、次の要件を満たしていることが必要です。 <審査基準第1-3>

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業 (施行令第13条に掲げるもの及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画のもとに収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
 - * 次のような場合は、反復継続して行われる事業には該当しないので、定款に 記載する必要はないこと。<審査要領第1-3>
 - ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法 人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用 しない時間に外部の者に使用させる場合等
 - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
 - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する 場合
- (2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
 - * 次のような場合は、「社会的信用を傷つけるおそれ」があるので行うことはできないこと。<審査要領第1-3>
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるお それのないものであること。

- * 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。 <審査要領第1-3>
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそ れがある場合
- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う同法施行令第6条 第1項各号に掲げる事業については(3)は適用されないものであること。

4 設立手続き等

社会福祉法人は、法第31条により「所轄庁」の認可を得て、設立の登記を行うことによって成立します。

社会福祉法人の設立認可を行う所轄庁は、当該法人が明石市内においてのみ事業を行う場合は明石市長、兵庫県内の複数の自治体にわたって事業を行う場合は兵庫県知事となります。

また、施設を経営する法人を設立する場合には、施設の認可等を受ける必要があるため、事前に兵庫県の施設所管課若しくは明石市施設所管課と十分協議してください。

明石市においては、法人の認可要件の適合性を事前に審査するため、「社会福祉法人審査会」を設置しており、法人認可の申請を行うためにはこの審査会の審議を経ていることが必要です。

法人設立の準備を開始してから事業開始までの期間は、どのような事業を運営するのかによって変わりますが、1年半~2年半程度は見込んでおく必要があります。以下に法人設立までのスケジュールの一例を示しておきます。

社会福祉法人設立 手続概要(保育所を借地に整備した場合の例)

●は市福祉施設安全課の事務、□・○は法人認可申請者の事務、■は市事業担当課の事務

	時期	法人設立	施設整備
	随時	□法人設立準備 ○設立者の選定	□施設整備計画の立案 □土地所有者等との協議
法人設		□設立者会の発足、開催 ○法人及び施設の名称 ○役員等構成 ○設立代表者の選任 ○施設長予定者の選任 ○施設整備計画	□■市施設整備担当と事前協議 □開発事業事前協議(約70日+α) □開発事業申請、許可(約30日) □建築確認申請(約30日) □福祉医療機構借入協議 □地元住民への説明会の開催
立前	. 1	○資金計画(財産、寄附、借入等)○設立趣意書の作成○定款の作成	
	4月	□●法人設立認可申請協議	

		○設立審査会提出資料の作成	
	5月		■補助金内示
	6月	●社会福祉法人審査会による審査 □法人設立認可申請 ●法人設立認可	
法人設立後	7月	□法人設立登記 □第1回理事会開催 (評議員選任・解任委員選出、評議 員候補者選任等、評議員会議事決定) □評議員選任委員会開催 (評議員選任) □第1回評議員会開催 (役員選任等) □第2回理事会開催 (理事長互選等) □財産移転(設立後1週間以内) □財産移転完了報告(設立後1か月以内)	□ 寄附履行 □ 土地賃貸借契約締結 □ 福祉医療機構借入申請
	9月	□必要に応じ随時理事会の開催	□入札・工事請負契約 □工事着手 ■着工後工事検査 □補助金交付申請 ■補助金交付決定 ■立入(中間)検査
	2月		□竣工
	3月	□理事会開催 施設長の任免、次年度の事業計画・ 予算編成、諸規定の整備等	□施設設置認可・指定申請 □工事実績報告 ■完了(竣工)検査(建築・消防等) ■補助金確定 ■施設設置認可・指定
	時期	法人設立	施設整備
事	4月		□施設開設 □所有権保存登記
業開始後	5月	□監事監査 □理事会開催 前年度の決算等 □定款変更(建物の基本財産編入)	
	6月	□評議員会開催	

5 社会福祉法人の名称等

- (1) 個人名、企業名、団体名等から引用したような名称は差し控えること。
- (2) 近隣府県に既にある法人や施設等と同一の名称や全国的に使用されている名称を使用することは極力避けること。やむを得ず使用する場合は、当該同一名称を使用している法人等と争いにならないよう、十分配慮すること。

第4章 社会福祉法人の役員等の基準

社会福祉法人には、評議員、理事及び監事を置かなければなりません。

1 理事について

(1) 理事の選任

理事の選任は、評議員会での議決が必要です。なお、選任にあたっては、理事の就 任承諾の意思表示が必要です。<法第43条第1項>

- (2) 理事の定数は6人以上とすること。 <法第44条第3項>
- (3) 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとします。ただし、定款によってその任期を短縮することは 妨げません。<法第45条>

(4) 理事の解任

理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、当該役員を解任 することができます。<法第45条の4>

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。<法第44条第4項>
 - ① 社会福祉事業の経営に識見を有する者
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- (6) 理事となることができない者<法第44条第1項>
 - ① 法人
 - ② 成年被後見人又は被保佐人
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に 違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで の者
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力 団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
- (7) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生 労働省令で定める特殊の関係がある者(注1)が理事総数の3分の1を超えて含まれ てはならない。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。<法第44条 第6項>

(注1)

厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は以下のとおり

ア 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- イ 当該理事に雇用されている者
- ウ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(これらの役員、業務を執行する社員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
- キ 次に掲げる同一の団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である理事(これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関 法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

2 監事について

(1) 監事の選任

理事と同様<法第43条第1項>

- (2) 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。<法第44条 第2項>
- (3) 監事の定数は2名以上とすること。<法第44条第3項>
- (4) 監事の任期理事と同様<法第45条>
- (5) 監事の解任

監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、当該役員を解任 することができる。<法第45条の4>

なお、監事を解任する場合においては、議決に加わることのできる評議員の三分の 二以上に当たる多数による議決をもって行わなければばらない。<法第45条の9第 7項>

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (6) 監事のうちには、次に掲げる者を含まれなければならない。<法第44条第5項>
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者
 - ② 財務管理について識見を有する者
- (7) 監事となることができない者 理事と同様<法第44条第1項>
- (8) 監事には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者(注2)が含まれてはならない。<法第44条第7項>

(注2)

厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は以下のとおり

- ア 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員に雇用されている者
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にす る者
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(これらの役員、業務を執行する社員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
- キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(これらの役員、業務を執行する社員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
- ク 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
- ケ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である理事(これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

3 評議員について

(1) 選任及び解任

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。<法第39条> 評議員の解任についても、定款の定めるところにより行うものとされている。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。<法第31条第5項>

- (2) 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。<法第40 条第2項>
- (3) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。<法第4 0条第3項>
- (4) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。<法第41条>ただし、定款によって、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時まで

に伸長することも妨げない。 <法第41条ただし書>

- (5) 評議員となることができない者。<法第40条第1項> 理事と同様
- (6) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族、その他各評議員 又は各役員と特殊の関係がある者(注3)も含まれてはならない。<法第40条第 4項、第5項>
 - (注3) 厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は以下のとおり
 - ア 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者
 - イ 当該評議員に雇用されている者
 - ウ 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - エ イ及びウに掲げる者の配偶者
 - オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - カ 当該評議員若しくは業務を執行する社員が役員、業務を執行する社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員及びこれらの役員、業務を執行する社員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - キ 当該社会福祉法人の役員若しくは業務を執行する社員が役員、業務を執行する 社員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行 する社員又は職員(これらの役員、業務を執行する社員又は職員が当該社会福祉 法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ク 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
 - ケ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である評議員(これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

第5章 社会福祉法人の資産の要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

1 資産の所有等

(1) 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないこと。この場合にあっては、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。 <審査基準第2-1>

- (2) 社会福祉事業を行うための所有不動産については、基本財産として定款に記載し、その所有権の登記をしなければならないこと。定款の記載は不動産登記簿の表示と同一にすること。
- (3) 法人設立当初において建設を開始する又は建設中である建物については、定款への記載ができないため、竣工後に所有権の登記を行った後、速やかに基本財産追加に係る定款変更を行う必要があること。

【資産要件緩和の特例】

特別養護老人ホームや保育所等の設置においては、都市部等地域以外の地域においても国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けることができるよう要件緩和が拡大される場合があるなど、下記の施設を設置する場合には、各々個別の通知において特例が定められています。<審査基準第2-1>

① 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)

② 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」 (平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)

③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)

④ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援2029号・老発第628

- 号·児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会·援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- ⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月2 4日雇児発第0524002号・社援発0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域に おける「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平 成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長・老健 局長連名通知)

⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱い

⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居 住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場 合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

2 資産の区分

援護局長連名通知)

法人の資産の区分は、基本財産、その他の財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合)とすること。

- (1) 基本財産<審査基準第2-2>
 - ① 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
 - ② 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を基本財産として有していなければならないこと。

③ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、

事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円 以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

【基本財産要件の緩和の特例】

① 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号、社援第2030号、老発第629号、児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下②及び③において同じ。)を基本財産とすることで差し支えないこと。

※居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。))

<要件>

- ・5年以上の居宅介護等事業経営実績(NPO法人の場合又は事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年で可)
- ・地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく事業者の指定(居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス) 若しくは障害者総合支援法に基づく事業者の指定(障害福祉サービス)を受けていること
- ・兵庫県内においてのみの事業実施
- ・併せて行うことのできる事業範囲
 - (1)障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - (2)障害児通所支援事業(児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。) 又は放課後等デイサービスに限る。) 又は老人デイサービス事業
 - (3) 重度障害者等包括支援
 - (4)移動支援事業
 - (5) 地域活動支援センターを経営する事業
 - (6)公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと 認める場合に実施可
- ② 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援第0830007号、老発第0830006号厚生省社会・援護局長、老健局長連名通知)により、共同生活援助事業等の経営を目的として法

人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1,000万円以上 に相当する資産を基本財産とすることで差し支えないこと。

※共同生活援助事業等(認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業、複合型サービス福祉事業、障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。))

<要件>

- ・5年以上の共同生活援助事業等経営実績 (NPO法人の場合又は事業所の所在地 の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年で可)
- ・地方公共団体から委託、助成又は介護保険法に基づく事業者の指定(地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅サービス)若しくは障害者総合支援法に基づく事業者の指定(障害福祉サービス)若しくは児童福祉法に基づく事業者の指定(障害児通所支援事業(保育所等訪問支援事業を除く。))を受けていること
- 併せて行うことができる事業
 - (1) 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - (2)老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は障害児通所支援事業を経営する事業
 - (3) 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。)
 - (4)移動支援事業
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6)公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可
- ③ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する 場合

「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知)により、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合においては、下記の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで差し支えないこと。

<要件>

- ・5年以上の訓練事業経営実績 (NPO法人の場合又は事業所の所在地の市町村長 が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年で可)
- ・地方公共団体・民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けた実績
- ・兵庫県内においてのみの事業実施

・訓練事業以外は不可(ただし、公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う 社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可)

(2) その他財産

- ① 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。<審査基準第2-2>
- ② その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。<審査基準第2-2>
- ③ 法人を設立する場合にあっては、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。<審査要領第2-(3)>

(ただし、明石市においては法人の安定的経営を担保するために、基本的にすべてのケースにおいて年間事業費の12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を確保するようお願いをしています。)

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。<審査基準第2-2>

第6章 施設整備時の留意事項

社会福祉施設の整備を行おうとする場合は、次の点に留意してください。

1 事業の必要性について

- (1) 広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの、土地の有効活用等を図るものを優先的に整備するものであること。
- (2) 市計画等により入所等のニーズ調査の状況が的確に把握されており、施設整備の目的、計画等が具体的であり、かつ中長期的視点から真に必要性が認められるものであること。
- (3) 市及び県の事業関係課との調整が十分行われているものであること。

2 資金計画について

- (1) 法人の設立に際し、寄付予定者については、法人(設立者会)との贈与契約を締結すること。<審査要領第2-(1)>
- (2) 法人設立の認可申請時には、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書を添付すること。<審査要領第2-(1)>
- (3) 寄付者の寄付が確実に行われることの証明書類として、所得証明書、納税証明書、 残高証明書、資産証明書等の写を添付すること。<審査要領第2-(3)> なお、寄附予定者の預金残高証明書については、複数ある場合は、それぞれの残高 証明にかかる「現在」の年月日は、同一日であること。
- (4) 企業等団体からの寄付の場合は、当該団体として機関決定がされたことを証する書類(社員総会議事録等)を添付すること。
- (5) 年間事業費の12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を確保する こと。
- (6) 法人本部の運営経費として必要な資金を確保すること。

3 福祉医療機構等からの借入金の償還計画について

- (1) 福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経費について、寄付金が予定されている場合も上記2と同様とする。
- (2) (1) の経費について、特に個人の寄付を予定している場合については、各寄付予定者の年間の寄付額は、当該寄付者の課税所得の4分の1以内であり、かつ、年間の寄付額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。
- (3) 各寄付者について、贈与の承継者(給与所得があり、60歳以下の者)をたてること。
- (4)借入金の償還財源として、地方公共団体の補助金等を見込む場合には、当該地方公共団体の補助予定通知書(「議会の承認が得られた場合補助する」旨の確約書)を申請書に添付すること。

なお、このような場合には、寄付予定者との贈与契約書に次のような条文を加えて もよいこと。 第〇条 社会福祉法人〇〇が、〇〇〇〇補助金の交付を受けたときは、甲は、第〇条で定めた贈与額から、当該補助金の額を差し引いた額を同法人に贈与するものとする。

単年度補助等の理由により、これらの書類を得ることができないときは、当該補助金 等を償還財源として予定することはできないこと。

4 設置主体について

設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が、既に別の法人の代表である場合には、既存法人の組織運営・事業運営・資金計画が確実に履行されていることが要件となること。なお、法人認可申請時に、異なる事業主体を設立する必要性について記載した参考書類を添付すること。<審査基準第4-3>

5 施設整備における契約手続

各事業関係課の示す手続きに従って下さい。

第7章 法人及び施設の運営等に関する留意事項

1 理事会の運営等について

- (1) 理事会の権限等
 - ① 理事会は、全ての理事で組織します。 <法第45条の13第1項>
 - ② 理事会は、次に掲げる職務を行います。 < 法第45条の13第2項>
 - ア 社会福祉法人の業務執行の決定
 - イ 理事の職務の執行の監督
 - ウ 理事長の選定及び解職
 - ③ 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければなりません。<法第45条の13第3項>
 - ④ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできません。<法第45条の13第4項>
 - ア 重要な財産の処分及び譲受け
 - イ 多額の借財
 - ウ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - エ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - オ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で 定める体制の整備

⑤ 理事会の招集

理事会は各理事が招集することができます。ただし、理事会を招集する理事を定 款又は理事会で定めたときは、その理事が招集します。<法第45条の14第1項 >また、この場合には、理事会を招集する理事以外の理事は、招集権者に対し、理 事会の目的事項を示して、理事会の招集を請求することができます。<法第45条 の14第2項>

なお、理事会を招集する理事は、理事会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければなりません。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができます。<法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項及び第2項>

⑥ 理事会の運営

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければなりません。<法第45条の14第4項>

また、決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。<法第45条の14第5項>

なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます。<法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条>

(2) 理事会の議事についての留意事項

理事会の運営については、次の点に留意してください。

- ① 理事会の議事録については、発言した理事の氏名を明記しておくとともに、単に 決議事項だけでなく、発言内容の趣旨にそった記録を行うこと。
- ② 借入を行う場合は、予算案により説明を加えて審議するか、又は借入れについて の議案を作成し、必ず理事会等で審議すること。

その際、借入れにかかる償還計画もあわせて審議し、無理な償還計画になっていないかどうか慎重に審議すること。

③ 法人設立時や施設整備時等の借入れにおいて、償還計画と実際の償還とが異なっている場合は、異なっている理由及び原因について理事会等で十分審議を尽くすこと。

2 理事長が専決できる日常軽易な事項

- (1) 法人の業務執行の決定は理事会によって行うが、日常の業務として理事会で定める もの(理事長専決規程)については、理事長が専決できます。なお、理事長が専決し た事項については、理事会に報告すること。
 - *《理事長が専決できる「日常軽易な業務」の内容例》 <定款例>
 - ア 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - イ 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ウ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
 - エ 設備資金の借入に係る契約のうち予算の範囲内のもの。
 - (注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
 - オ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設設備の保守管理、物品の修理等緊急を要する物品の購入等
 - (注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
 - カ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (注) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会

において選任する他の理事が専決すること。

- キ 損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
 - (注) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会 において選任する他の理事が専決すること。
- ク 予算に計上した予備費の支出
- ケー入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- コ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- サ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (注)寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。
- (2) 上記(1)の理事長が専決できる事項のうち、下記の項目については、法人としての判断により決定することが必要であるので、あらかじめ理事会の承認を得て法人の定款細則等に規定しておくこと。
 - ・専決できる人事の範囲(上記のア)
 - ・専決できる契約の金額および範囲(同才) (随意契約によることができる場合の基準も考慮して定めること)
 - ・専決できる固定資産の取得等の範囲(同カ)
 - ・専決処分できる固定資産等の範囲(同キ)
- (3) 上記の才については、100万円以上の物品の購入、年間リース料が100万円以上のリース契約にあっては、業者決定方法・契約の内容等を理事会で審議又は報告を行い、承認を得ること。

また、法人役員が契約先の役員となっている場合は、特に競争による業者決定が行われていることを理事会の場で報告し、適正な契約が行われている旨の報告を行うこと。

3 評議員会の運営等について

(1) 評議員会の組織

評議員会は、全ての評議員で組織します。 < 法第45条の8第1項>

(2) 評議員会の決議

評議員会は社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます。<法第45条の8第2項>

(3) 評議員会の権限等

社会福祉法の規定により評議員会の決議を必要とする下記の事項について、理事、 理事会といった評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款 の定めは、その効力を有しません。<法第45条の8第3項>

- ① 理事及び監事及び会計監査人の選任及び解任 <法第43条第1項、法第45条の4第1項及び第2項>
- ② 理事及び監事の報酬等の額の決定<法第45条の16第4項において準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用される一般法人法第105条>
- ③ 理事等の責任の免除<法第45条の22の2において準用される一般法人法第 112条、第113条第1項>
- ④ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認及びその変更の承認 <法第45条の35第2項>
- ⑤ 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認<法第45条の30第2項>
- ⑥ 定款の変更<法第45条の36第1項>
- ⑦ 解散の決議<法第46条第1項>
- ⑧ 合併の承認<法第52条、第54条の2第1項、第54条の8>
- ⑨ 社会福祉充実計画の承認及びその変更の承認<法第55条の2第7項>
- ⑩ その他評議員会で決議をするものとして法令又は定款に定めた事項

(4) 評議員会の運営

定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければなりません。< 法第45条の9第1項> また、評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができます。<法第45条の9第2項>

なお、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定め、評議員会の日の一週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法により通知する必要があります。<法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条>

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨) <施行規則第2条の12>

この他、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます。<法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条>

4 契約事務について

(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。 ただし、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し 支えありません。<入札等取扱通知>

- (2) 契約は一般競争入札を原則とするが、次の合理的な理由がある場合は、指名競争入札に付することができます。 <モデル経理規程>
 - ① 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
 - ② 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
 - ③ 一般競争入札に付することが不利と認められる場合
 - ④ 以上にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければなりません。

〈政令による一般競争入札の基準〉 (令和6年1月25日総務省告示第19号)

物品等の調達契約	3600万円以上
建設工事の調達契約	27億200万円以上
建築のためのサービス、エンジニアリング・サ	2億7000万円以上
ービスその他の技術的サービスの調達契約	
上記以外の調達契約(清掃等の委託含む)	3600万円以上

- ※上記金額は令和8年3月31日までの間に締結される調達契約について適用
- (3) 次に掲げる合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によることができます。<入札等取扱通知>
 - ① 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表 右欄に定める額を超えない場合(法人において、別表に定める額より小額な基準を 設けることは差し支えありません。)

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定
※会計監査人設置法人及び会	(上限額)
計監査人を設置せずに公認	建設工事:20億円
会計士又は監査法人による	・建築技術・サービス:2億円
会計監査を受ける法人	・物品等:3,000万円

- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - ア 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
 - イ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しな ければ、契約の目的を達成することができない場合
 - ウ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、 既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修 等の工事を行う場合

- エ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- オ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- カ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - ア 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
 - イ 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
 - ウメチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合
- ④ 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - ア 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に 履行させることが不利である場合
 - イ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売借しみ その他の理由により価格を騰貴させるおそれがある場合
 - ウ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがある場合
 - エ ただし、予定価格が 1,000万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、 前記イ及びウの適用は受けません。
- ⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 ア 物品の購入にあたり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者 が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
 - イ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合 ウ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記ア及 びイの適用は受けません。
- ⑥ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合 なお、この場合により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除き、 最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできませ ん。
- ⑦ 落札者が契約を締結しない場合 なお、この場合により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うも のとし、履行期限を除き、最初競争に付すときに定めた条件を変更することはでき ません。
- (4) 価格による随意契約((3)①の契約をいう。)は、3社以上の業者から見積もりを 徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じ て、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えあり ません。<入札等取扱通知>
 - ・工事又は製造の請負:250万円

- ・食料品・物品等の買入れ:160万円
- ・上記に掲げるもの以外:100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定にあたっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて 価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めてください。

- (5) 予定価格の定め方は次のとおりとします。<入札等取扱通知>
 - ① 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。 ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、 燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないも のなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって 決定することができます。
 - ② 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければなりません。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定 価格を定めるものとします。

(6) 会計監査に係る契約については、(3)から(5)までにかかわらず、随意契約が可能です。<入札等取扱通知>

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではありません。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できます。

(7) 重要な契約については、社会福祉法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければなりません。<入札等取扱通知>

5 その他会計処理について

- (1) 会計責任者及び出納職員は別に任命し、内部牽制体制の確立に努めること。<運用 上の留意事項1>
- (2) 契約については、以上に定める基準のほか、経理規程に定める手続きを遵守すること。また、決定行為について決裁をすること。
- (3) 入所者・家族又は関係業者から寄付の申込みがあった場合は、寄付の趣旨を十分把握したうえで受領すること。

6 計算書類等の扱いについて<入札等取扱通知>

会計帳簿については、に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存してください。 <法第45条の24>

また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存してください。

計算書類については、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければなりません。<法第45条の27>

財産目録については、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければなりません。<法第45条の34>

7 職員処遇について

職員の給与水準に比べて、幹部職員の給与が極めて高額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいので、理事会等で審議し、必要な改正について検討して下さい。

8 資産管理について

- (1) 基本財産の処分又は担保提供は、定款において制限が課せられているところであり、必要やむを得ない場合は、必ず事前に市に対して申請協議を行う必要があります。
- (2) 不動産の賃借による場合の賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉 事業の特性にかんがみ、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当 該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められるものであること。 また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により 貸与を受けることは、望ましくありません。

9 情報開示について

(1) 公表

法人のホームページ又は財務諸表等電子開示システムで公表

- ○定款
- ○評議員、役員(理事・監事)の報酬等の支給基準
- ○現況報告書
- ○計算書類(貸借対照表及び収支計算書)
- ○社会福祉充実計画

(2) 備え置き

主たる事務所

- ○定款
- 〇計算書類、事業報告及びこれらの附属明 細書並びに監査報告(会計監査報告を含む)

※定時評議員会の2週間後から5年間

○財産目録、評議員及び役員(理事・監事) の氏名及び住所を記載した名簿、報酬等の 支給基準、現況報告書

※毎会計年度3月以内に備え置き5年間

- ○評議員会議事録、理事会議事録
 - ※評議員会又は理事会の日から10年間
- ○その他定款等で定めるもの

従たる事務所

- ○定款
- ○計算書類、事業報告及びこれらの附属 明細書並びに監査報告(会計監査報告を 含む)
 - ※定時評議員会の2週間後から3年 間
- ○財産目録、評議員及び役員(理事・監事)の氏名及び住所を記載した名簿、役員報酬等の支給基準、現況報告書
 - ※毎会計年度3月以内に備え置き3 年間
- ○評議員会議事録 ※評議員会の日から5年間
- ○その他定款等で定めるもの